

## 令和元年度 第3回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和2年3月6日(金)午後1時30分～午後2時55分  
場 所 豊明市役所 新館1階 会議室4,5  
出席者 委 員：井澤知旦、酒井克俊、後藤学、青木亮、青木規久範、鈴木敏秋、  
長谷川寿一、矢野達実、原田一也  
幹 事：小森賢一 参事  
藤井和久 行政経営部長  
宇佐見恭裕 経済建設部長  
事務局：若林経済建設部次長  
中野都市計画課長  
川島市街地整備課長  
後藤課長補佐兼計画建築担当係長  
奥村整備担当係長  
野村計画推進担当係長  
土谷主事  
欠席者 幹 事：馬場秀樹 市民生活部長

### 1 会長あいさつ

### 2 報告事項

- (1) 豊明市立地適正化計画について
- (2) 柿ノ木工業団地の状況について

事務局： それでは、以降の進行は豊明市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき井澤会長にお願いします。

会 長： 会議に入る前に傍聴者の確認をします。

事務局： 本日は、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴受付を中止とさせていただきます。

会 長： それでは続いて、議事録署名者2名を選出いただきます。前回の議事録署名人が青木亮委員と青木規久範委員でしたので、今回は次席順の1番長谷川委員と2番酒井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： (各委員より異議なしの声)

- 会 長： では、今回の議事録署名者は、1番長谷川委員と2番酒井委員にお願いいたします。なお、議事録における発言者の氏名等の記載について、これまでどおり記載しないことよろしいでしょうか。
- 委 員： （各委員より異議なしの声）
- 会 長： それでは、氏名等は記載しないことにします。  
では、改めまして会議を進めていきたいと思えます。
- 会 長： 豊明市立地適正化計画について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： （配布資料により説明）
- 会 長： 只今の説明について、何かご質問等ございますか。
- 委 員： 報告事項となっていますが、都市計画審議会は諮問を受け、答申をすることを目的としています。  
豊明市立地適正化計画は、重要な事項と思われまます。単なる報告ではなくて、諮問答申すべきであると思われまますが、こういった経緯で報告のみとしているのでしょうか。
- 事務局： 豊明市立地適正化計画は、都市計画決定を必要とする事項ではないため、報告のみとさせていただいております。
- 委 員： 内容を読むと、市のあり様が大きく変わるような計画であると考えられます。諮問答申無しで報告のみ、市が一方的に決め、我々委員は質問するだけで、決めるということは、私はおかしいと思うのですが。
- 事務局： 市が一方的に決めている計画ではなく、2年間かけ、立地適正化計画策定委員会を設け、関係者の皆さんに参加していただき、多様なご意見を踏まえながら計画を練っております。また住民説明会やパブリックコメントによる意見聴取も行い、各方面から意見を取り入れ、積み上げてきた計画となっております。  
また前回の都市計画審議会にてある程度の方向性を報告させていただいており、踏むべき手続は行っております。
- 委 員： 立地適正化計画策定委員会のメンバーは都市計画審議会の委員には報告されておりますか。  
また住民説明会どこで開催され、どんな意見があったかということは、報告されておりますか。
- 事務局： 立地適正化計画策定委員会のメンバーや、住民説明会にてどんな意見があったかなどは、都市計画審議会では報告しておりません。  
また、前回の都市計画審議会にて、住民説明会が開かれる予定の案内通知を、配布しております。
- 委 員： 一般的に考えると、住民説明会での意見や、立地適正化計画策定委員会のメンバーは、都市計画審議会では報告はあって然るべきかと思うのですが、報告はされてないのでしょうか。

- 事務局： 都市計画審議会では、立地適正化計画がどのように策定してきたかではなく、策定をしてどのような計画となったかを報告しております。
- 委員： 最終的に出来上がったものだけの報告ですか。
- 事務局： 立地適正化計画を策定する附属機関は立地適正化計画策定委員会になります。住民説明会やパブリックコメントを開催、その結果を委員会に報告し、委員の皆さんに審議していただき、計画を策定しております。
- どんな意見があったかは発信していく必要はあると思いますが、今回は計画の内容を報告しているものになります。
- あくまでも計画策定の主体は、立地適正化計画策定委員会であるのご理解いただきたいです。
- 委員： パブリックコメントでの意見、回答なども報告されると思っておりました。都市計画審議会は、できたものを見せ、意見質問をするだけの機関ですか。条例にて諮問、答申をする機関となっているのに何のために規定なのですか。都市計画審議会が責任を持って、これで良しとするのであれば、それなりの情報を提供いただき、議論すべきであるし、諮問答申が必要であると私は思うのですが。
- 事務局： 都市計画審議会にて諮問答申が必要な案件であれば、審議をしていただきます。立地適正化計画を策定する附属機関は立地適正化計画策定委員会となっております。豊明市立地適正化計画は、都市計画審議会にて審議を必要とする事項ではないため、報告のみとさせていただきます。
- 会長： 立地適正化計画について、都市計画審議会としては、審議事項に該当しない、立地適正化計画を策定する附属機関は立地適正化計画策定委員会、住民説明や、パブリックコメントなどの手続を行い整理しております。
- その結果を今回報告していただいているという理解でよろしいですか。
- 事務局： はい、そのとおりです。
- 会長： 立地適正化計画と都市計画審議会の位置付けが、行政と委員さんとのイメージが異なっていたかもしれませんね。
- 委員： 届出制度について、4月1日からの窓口はどここの課になりますか。
- 事務局： 都市計画課が窓口となります。
- 委員： 公共交通に関する目標値について、ひまわりバスのことは記載されていますが、チョイソコとよあけとの連携で目標値は設定しないのでしょうか。
- 事務局： 名鉄バスは豊明市全体を回ります。チョイソコとよあけも市全体を回ります。ひまわりバスは路線を再編しております。市街化区域を中心に回ります。立地適正化計画は市街化区域を中心に、どのように連携をしていくかという計画です。このため、一つの指標として、ひまわりバスを選択しております。
- 委員： 福祉施設について、30施設とありますが、いつの時点の調査で30施設となっていますか。もう少し数があると思われるが、修正が可能であれば、福祉の担当課と整合を取っていただければ助かると思っております。

- 事務局： 昨年 11 月時点での調査数値となります。担当部署とは事前に調整をさせていただいております。対象となる福祉施設は、国土交通省が定めている基準を満たした施設をカウントしているため、中には対象になっていない施設もあります。
- 委員： 老人保健施設は医療施設に入りますか。
- 事務局： 医療施設については、内科や外科など基準を満たしていればカウントされています。
- 委員： 豊明市は入所施設が多いです。入所系の施設は医療施設でもなく、福祉施設でも入所系が小規模多機能しか含まれておらず、カウントされている福祉施設数が少ないです。通所系や訪問系があるのなら、入所系という表記があってもいいのではないかと思います。
- 事務局： 基本は、自宅で生活することをベースとしている施設をカウントするものと思われるため、入所系福祉施設のカウントはしていません。
- 委員： 国土交通省の基準でカウントすると、入所系はカウントされないのは分かりました。  
市民がこの表記を見たときに、入所系がないことが、分かりにくいと思われるので、分かりやすくできるのであれば、対応していただければと思います。
- 会長： ちなみにおおよそでいいのですが、入所施設を含めると、どれくらいの数が増えるのでしょうか。
- 委員： おおよそ 10 施設は増えるかと思われます。
- 事務局： 市内の施設のカバー率を抽出し分析しております。また豊明市だけでなく、全国でも同条件でカバー率を抽出し、分析し、全国的な偏差値を出す必要があります。そのためどうしても一定の基準を設け、カウントすることになります。福祉施設とカウントされていないのはこのためです。
- 会長： 可能であれば、入所系施設は対象になっていないなど、注意書きがあるといいかもかもしれません。
- 委員： 駐車場を探してほしいというような相談を受けることがあります。  
商業施設を誘導するにしても、駐車場がなければ活動できません。  
空いている土地探し、地主と話をしても、「駐車場にしても、地目が変わるなど、メリットがあるのかわからない」と言われたりもします。  
立地適正化計画では、スーパーなどの商業施設を誘導するにあたり、駐車場を持っている人に対し、税制優遇するなどして、商業施設が活動しやすいような施策や、商業施設近隣の土地所有者へ、積極的に駐車場誘致をするような施策はあるのでしょうか。
- 事務局： 立地適正化計画では、都市施設誘導区域内に、商業施設を出店するにあたり、補助金制度を受けられるというところで検討しており、土地を買いいたいというような補助では検討していません。  
スーパーを立地するにしても、法の規制をクリアしていないと、立地できな

事務局： いため、土地等は企業努力にて、探していただくこととなります。

事務局： 追加になりますが、立地適正化計画は、コンパクトプラスネットワークという、自動車を必要とせず、歩きまたは公共交通機関にて、生活をしていく町を作ろうという考えをベースとしております。そのため、自動車についての事項はあまり検討していません。

商業の活性化を豊明市全体の課題として考えていく必要はあるかと思いますが、立地適正化計画の中では考慮しきれない範囲となります。

委員： 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定について、ハザードマップを見ると浸水区域が入っているように見えますが、この設定でよろしいでしょうか。

事務局： ハザードマップも参考にし、区域の設定をするにあたり、愛知県や立地適正化計画策定委員会と協議を行い、慎重に判断しました。

浸水の可能性のある区域が存在していますが、河川改修等の促進にハード面の対策、ハザードマップ等の作成・公表による市民への危険性周知、豪雨災害訓練、同報系防災行政無線の設置を進め安全性の確保に努めることにより、浸水の可能性のある区域も含めております。

ただし昨今の豪雨による影響もあり、今後国の方針が変わる可能性もあります。

現時点の方針で計画を策定しているため、国の方針が変われば計画の変更をしていく必要があると考えております。

委員： 豪雨災害訓練は避難困難者への役立つ訓練をやっているだけですし、同報系防災行政無線は豪雨や台風の時にはなかなか周知できない、また仮に逃げたとしても命が助かるだけで、命は助かっても浸水して、災害ごみが出たりして大変なことになるわけですね。とりあえず区域に入れればいいやという発想で作られていると思うのですが、ここまでして居住誘導区域及び都市機能誘導区域にすべきものかと疑問に思います。

事務局： 豊明駅は重要な生活拠点になっております。また都市計画マスタープランにおいても、重要な拠点として位置づけております。この拠点周辺を誘導区域として設定をしております。確かに浸水区域のリスクがある地域もありますが、河川の改修など、ハード面及びソフト面での対応をしていく方向で考えております。

会長： 河川改修の計画などはすでにあるのでしょうか。

事務局： これから検討していきます。

委員： 参考として申し上げます。河川改修の話は30年くらい前からありますが、中々県の予算が立たないと聞いております。

今後ハザードマップも作成し直すことになると思いますが、更にシビアな内容になると思っております。

事務局： この立地適正化計画は現状の都市構造を踏まえた計画です。今後浸水区域の見直しなどがあれば、随時計画の見直しを検討する必要があると思っております。

- 事務局： 現状の駅周辺の浸水被害は凌げると考えております。ただしずっと誘導をし続けるわけではなく、随時最新の情報をもとに対策を考えていきます。  
立地適正化計画は都市計画マスタープランとの整合性も必要であり、今後、都市計画マスタープランの改訂があるため、これも踏まえ、議論が必要であると考えております。
- 会長： 都市計画マスタープランの改訂は都市計画審議会の審議事項ですか。
- 事務局： 都市計画マスタープランの改訂は都市計画審議会の審議事項ではありません。都市計画マスタープラン策定委員会を設け、改訂します。  
改訂後、委員の皆様は審議会にて報告させていただきます。
- 事務局： 加えて説明させていただくと、立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版です。都市計画マスタープランの下により具体的な内容を記したものが立地適正化計画になります。そのため都市計画マスタープランとの整合性があることがベースになるため、ハザードマップなどの話をする時は、都市計画マスタープランの内容からの議論する必要があります。
- 委員： 地域ワークショップが市で行われ、中学生から壮大な意見があったと思いますが、その時の内容がこの計画に無いように思います。地域ワークショップの意見は反映されていないのですか。
- 事務局： この計画は誘導区域の設定をしており、より具体的な内容は含まれておりません。地域ワークショップでいただいた具体的な案は今後の課題として検討していく内容になっております。
- 委員： 部署が違うだけで同じ役所内なのに、連携はしていないのでしょうか。  
立地適正化計画に地域ワークショップの意見も反映されているかと思えました。
- 事務局： 計画策定時に策定委員会にて各課からの意見も聴取しております。  
そのため、各計画との整合性をとっております。
- 委員： 居住誘導区域及び都市機能誘導区域について、市街化区域の一部に重点を当てており、ここ以外の市街化区域、市街化調整区域は切り捨てられていくような印象があります。  
市街化区域の中でわざわざここは住むところなど、人を集める必要があるのでしょうか。
- 事務局： まず、立地適正化計画は市街化区域の中の話になります。  
市街化調整区域につきましては、都市計画マスタープランにて位置づけをし、土地利用の方針に基づいた施策がされており、切り捨てているわけではありません。  
豊明市は現在コンパクトで人口密集しておりますが、今後20年、30年経過後も同じようにいくかという、そうではないと想定し、考えていく必要があります。  
そのため、今密集しているから何もしなくていいではなく、市の中心がスカ

- 事務局： スカになる前に、現状を分析し、今の状態を維持できるような先を見据えた計画になります。
- 委員： 市街化区域の中でも場所を決めてしまうと、市街化区域でもスカスカの場所が出るのではないかと思います。  
中心に人を集めると、市街化区域でも取り残される人が出てくるのではないかと思いますのですが。
- 事務局： 取り残すのではなく、できれば中心に寄って欲しいという誘導になります。  
絶対に移動してくださいというものではありません。  
中心に寄って、都市機能が維持していけるように考えているものです。  
それ以外の場所に住んではいけないものではありません。
- 委員： 都市機能誘導区域にスーパーなどが出店すると、区域内には出店するが、それ以外の場所には出店されない。  
計画通りのことが起きると、市街化区域でも都市機能が無い場所が発生し、取り残すつもりがなくても結果として取り残されていくような形になると思っております。
- 事務局： もし、市の中心部から保育園やスーパーなどの都市機能施設が無くなると、都市として機能を維持していけるかを考えてみてください。  
都市として機能を維持していくために、今施策を打っておくべきと考えます。  
長い期間を経て、市内全域に都市機能が散らばっているのと、中心部に都市機能が集約しているのではどちらが、都市機能を維持できるのか、国は集約している方が、都市として維持できるという考えがあり、市もこれに則り、計画を策定しております。
- 会長： 一通り質疑・応答がございました。報告事項のためこれで豊明市立地適正化計画について終了したいと思います。
- 会長： 続いて、柿ノ木工業団地の状況について事務局より説明をお願いします。
- 事務局： (配布資料により説明)
- 会長： 只今の説明について、何かご質問等ございますか。
- 委員： 前回他の委員会の時に、同じ内容で違う資料を見たのですが、今回の資料は変更前のものでしょうか。
- 事務局： 今回の資料は変更前のものです。  
変更後の資料はありません。
- 委員： ハウスの位置はどのあたりでしょうか。
- 事務局： 点線の枠で囲われている位置になります。
- 委員： 壁面の位置の制限について、道路 2 号のすれすれまで建てられるように思えるのですが。
- 事務局： 調整池の場所を変更するため、手元の資料の内容と変わってきます。
- 委員： 調整池の場所を変更することで、ハウスが日陰になることはないと聞いております。

委員： 建物に関する事項の欄で、(ア)、(イ)の建築物の用途は例えばどんなものになりますか。

事務局： 大きな音や粉じんが出るもの、臭いが発生するなど周辺に悪影響がでるものです。

委員： 産廃処理施設などにはできないという理解でいいですか。

事務局： そのとおりです。

委員： 既存集落と工業団地間の緩衝帯緑地について、周辺住民は良しとしていますか。

事務局： 緩衝帯緑地については、建築物を建てることはできません。住民説明会を開催し、内容は周知させていただいております。また隣接する住民の方にも直接訪問し、ご説明させていただき、納得いただいているものになります。

会長： その他、事務局から何かありますか。

事務局： 特にありません。

会長： では、他にないようですので、本日の議事等はすべて終了いたしました。

議長の務めを、事務局にお返しします。

委員の皆様には、長時間に亘りご審議・ご意見いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

事務局： 本日は、長時間に亘りご審議・ご意見いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議録につきましては、会議録署名者及び会長にご確認いただきましたら、委員の皆様へ郵送させていただきます。

これをもちまして、令和元年度第3回豊明市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。




午後 2 時 55 分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 5 月 29 日

会 長 押澤 知旦 

署 名 長谷川 寿 

署 名 酒井 克俊 